

板橋区雨水浸透ます設置費補助金交付要綱

(令和3年3月26日 部長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、雨水浸透ますを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、区内の湧水等の保全を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- (1) 湧水：地下水が地表、河川、池等に湧き出た水をいう。
- (2) 屋根雨水：民間住宅等の屋根に降った雨水をいう。
- (3) 雨水浸透ます：ますの底面及び側面を砕石で充填し、雨水を地下にしみこませるためのものをいう。
- (4) 湧水保全地域：東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例第11条に基づき指定された別表第1に掲げる地域をいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、自ら所有又は管理する板橋区内の土地に雨水浸透ますを設置しようとする者であって、次の条件を全て満たすものとする。

- (1) 設置する土地が東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例施行規則表第1に規定する地域外であること。
- (2) 設置することにより、法面やよう壁等の安全性が損なわれないこと。
- (3) 設置する土地が急傾斜地でないこと。
- (4) 設置することにより地下水の汚染その他自然環境の破壊を引き起こすおそれがないこと。
- (5) 板橋区雨水流出抑制施設設置指導要綱第2条第1項第2号に規定する大規模民間施設でないこと。

(6) 納税状況の確認

- ア 補助対象者が個人（区民又は個人事業主）の場合
申請日現在、特別区民税及び軽自動車税を滞納していない者
- イ 補助対象者が法人の場合
申請日現在、法人住民税を滞納していない者

2 前項にかかわらず、次の場合は補助対象者とししない。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 国及び地方公共団体が設立し、又は出資した団体

(設置条件)

第 4 条 補助対象者が、補助金の交付を受けるに当たっては、次の条件を満たす雨水浸透ますを設置しなければならない。

- (1) 補助対象となる雨水浸透ます等は、別表第 2 に掲げる標準工事の仕様を満たすものとする。
- (2) 雨水浸透ますを設置する場合は、屋根雨水のみを浸透させるものとする。
- (3) 雨水浸透ますを設置するに当たっては、構造物の基礎及び埋設物に悪影響を与えないよう一定の距離を確保する。

(補助金の交付額)

第 5 条 補助金の交付額は、別に定める雨水浸透ますの標準工事単価にそれぞれの設置数量を乗じて得た額の合計額と雨水浸透ます設置に係る工事費額のうち、いずれか低い額（以下「基本額」という。）に次項に掲げる補助割合を乗じて得た額とする。ただし、雨水浸透ますを既存建築物に設置する場合には、別に定める付帯工事の標準施工単価に雨水浸透ますの設置数量を乗じた額と付帯工事にかかる額のうち、いずれか低い額と基本額とを合計した額に次項に掲げる補助割合を乗じて得た額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

- 2 前項に規定する補助割合は、別表第 1 に掲げる湧水保全地域にあつては 3 分の 2 とし、その他の地域は、2 分の 1 とする。
- 3 一の補助対象者に対する補助金の交付限度額は、当該年度内 200,000 円とする。

(交付申請)

第 6 条 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、雨水浸透ます設置費補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に次に掲げる書類を添付し申請するものとする。

- (1) 案内図
- (2) 雨水浸透ます設置配置図
- (3) 敷地の権利に関する書類
- (4) 工事費見積書
- (5) その他区長が必要と認めた書類

- 2 申請者が個人又は個人事業主で、次のいずれかに該当する場合は、特別区民税及び軽自動車税の領収書の写し若しくは納税証明書又は非課税証明書（いずれも直近のもの。領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て）を添付するものとする。
 - (1) 雨水浸透ます設置費補助金交付申請書（別記第1号様式）において、申請者から区税納付状況調査に関する同意が得られない場合
 - (2) 区外からの転入者で、転入前の自治体において課税されている場合
 - (3) 個人事業主で区外に住居している場合
- 3 申請者が法人の場合、法人住民税の領収書の写し又は納税証明書（いずれも直近のもの）を添付することとする。ただし、非課税の場合は申告書（控）の写し、免税の場合は免除決定通知書の写しを添付することとする。

（交付決定）

第7条 区長は前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付を決定し、雨水浸透ます設置費補助金交付決定通知書（別記第2号様式。以下「補助金交付決定通知書」という。）により、また、補助金の交付が適当でないと認めるときは、雨水浸透ます設置費補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（辞退）

第8条 前条の規定により補助金交付決定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）が雨水浸透ますの設置を中止する場合等、補助金の交付を辞退するときは、雨水浸透ます設置費補助金交付辞退届（別記第4号様式）により区長に届け出なければならない。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、雨水浸透ますの設置が完了したときは、雨水浸透ます設置費補助金実績報告書（別記第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して区長に報告しなければならない。

- (1) しゅん工図
- (2) 工事写真
- (3) その他区長が必要と認めた書類

（補助金の額の確定）

第10条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、現地調査等を行い、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の

内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、雨水浸透ます設置費補助金交付額確定通知書（別記第6号様式以下「補助金交付額確定通知書」という。）により申請者に通知する。

（補助金の請求）

第11条 交付決定者は、補助金交付額確定通知書を受けたときは、雨水浸透ます設置費補助金請求書（別記第7号様式）により、区長に補助金の交付を請求することができる。

（決定の取消し等）

第12条 区長は、交付決定者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- （1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- （2）補助金を他の用途に使用したとき
- （3）区長が付した条件に従わなかったとき

2 前項の規定は補助金交付額の確定後も適用する。

3 区長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、雨水浸透ます設置費補助金交付決定取消通知書（別記第8号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 区長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第14条 前条の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付当日までの期間の日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、3

65日当たりの割合とする。

(委任)

第15条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）に定めるもののほか、資源環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

湧水保全地域

名 称	区 域
赤塚不動の滝と周辺地域	赤塚八丁目 1 から 1 4 番
志村城山公園と周辺地域	志村二丁目 1 2 番、同 1 3 番、同 1 6 から 2 1 番
赤塚城址及び区立赤塚植物園周辺地域	赤塚三丁目 1 から 3 番、同 1 1 から 1 4 番、赤塚五丁目 1 から 3 5 番

別表第 2（第 4 条関係）

補助対象となる標準工事

（ 1 ）雨水浸透ます

形式	単位貯留・浸透量 ($\text{m}^3/(\text{個} \cdot \text{hr})$)	ますの径 (mm)	深さ (mm)
P	0.250	150	400
P	0.332	200	400
P	0.512	250	500
P	0.618	300	500
P	0.863	350	600
P	0.998	400	600
P	1.710	500	800

変形のものについては、単位貯留・浸透量が直近下位の形式とする。

（ 2 ）付帯工事

工 種	内 容
雨とい接続	雨といを加工し雨水浸透ますに接続させる工事

第1号様式（第6条関係）

雨水浸透ます設置費補助金交付申請書

年 月 日

板橋区長

住所
申請者 氏名
電話

板橋区雨水浸透ます設置費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

記

1 雨水浸透ますを設置する場所及び敷地面積等

住 所

助成区域

1. 一般地区

2. 湧水保全地域

敷地面積

m²

屋根面積

m²

完了予定日

年

月

日

2 設置工事の概要

種 類	規 格・形 状	数 量	単 位

3 添付書類

- (1) 案内図
- (2) 雨水浸透ます設置配置図
- (3) 敷地の権利に関する書類
- (4) 工事費見積書

4 施工者
住 所
会社名
電 話

5 代理人
補助金交付に関する手続きは、施工者に（委任する・委任しない）。

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

雨水浸透ます設置費補助金交付決定通知書

様

板橋区長

年 月 日付で申請のあった、雨水浸透ます設置費補助金については、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 補助予定額 ¥
- 2 設置が完了したときは、速やかに実績報告書を提出してください。
- 3 補助金は、補助金交付額確定通知書を受けたあとに請求してください。
- 4 次の場合には、この決定を取り消すことがあります。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を当該雨水浸透ます設置以外の用途に使用したとき。
 - (3) 当該年度内に工事が完了する見込みのないとき。
 - (4) その他、区長が付した条件に従わなかったとき。

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

雨水浸透ます設置費補助金不交付決定通知書

様

板橋区長

年 月 日付で申請のあった、雨水浸透ます設置費補助金については、下記の理由により不交付と決定したので通知します。

記

（理由）

第4号様式（第8条関係）

雨水浸透ます設置費補助金交付辞退届

年 月 日

板橋区長

住所
申請者 氏名
電話

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定を受けましたが、下記の理由により補助金を辞退します。

記

（理由）

第5号様式（第9条関係）

雨水浸透ます設置費補助金実績報告書

年 月 日

板橋区長

住所
申請者 氏名
電話

年 月 日付 第 号により補助金交付決定を受けた雨水浸透ますの設置が完了したので下記のとおり報告します。

記

1 雨水浸透ますを設置した場所
住 所

2 設置した施設等の内訳

種 類	形 状	数 量

3 添付書類

- (1) しゅん工図
- (2) 工事写真

第6号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

雨水浸透ます設置費補助金交付額確定通知書

様

板橋区長

年 月 日付で実績報告のあった、雨水浸透ます設置費補助金については、下記のとおり交付額を確定しましたので「雨水浸透ます設置費補助金請求書」により補助金の請求をしてください。

記

- 1 補助金交付確定額 ¥
- 2 次の場合には、補助金の交付を取り消し、全額またはその一部の返還を求めることがあります。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を当該雨水浸透ます設置以外の用途に使用したとき。
 - (3) その他、区長が付した条件に従わなかったとき。

補助金の返還を求められたときは、その受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければなりません。また、納期日までに納付しなかった場合、納付日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければなりません。

第7号様式（第11条関係）

雨水浸透ます設置費補助金請求書

年 月 日

板橋区長

住所
申請者 氏名
電話

年 月 日付 第 号の により、補助金の確定
通知を受けたので、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 ¥

第 8 号様式（第 1 2 条関係）

第 号
年 月 日

雨水浸透ます設置費補助金交付決定取消通知書

様

板橋区長

年 月 日付 第 号で決定した雨水浸透ます設置
費補助金については、下記の理由により交付決定を取り消したので通知します。

記

理 由